

「離島・へき地における遠隔医療推進事業」業務委託に係る
企画提案実施要領（案）

1 事業の目的

離島・へき地の医療の充実に向け、県内市町村に対する伴走支援等を実施し、遠隔医療（オンライン診療）の普及促進を図るもの。

2 委託業務の概要

(1) 事業名

離島・へき地における遠隔医療推進事業

(2) 履行期限

令和9年3月31日（水）

(3) 業務概要

「離島・へき地における遠隔医療推進事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）

3 選考方法

企画提案方式

4 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 平成26年4月1日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者

5 提案限度額

「離島・へき地における遠隔医療推進事業」業務委託 5,922千円（税込）

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6 委託契約に係る今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和8年6月17日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 6月23日(火) |
| (3) 質問回答 | 6月26日(金) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 7月3日(金) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 7月8日(水) |
| (6) 業者選定通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (7) 委託業者決定・契約手続き開始 | 選考結果通知後、速やかに実施
(概ね7月下旬頃予定) |

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書

企画提案への応募について、別添「参加申込書」(様式1)により、E-mailで受け付ける。また、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」(様式3)を上記6(4)までにE-mailで提出すること。

イ 企画提案書

別添「企画提案書」(様式4)に、次の内容を掲載した企画書(任意様式)を添付して提出すること。

- (ア) 実施する事業の概要
- (イ) スケジュール(当該事業各項目に係るスケジュール)
- (ウ) 提案内容(実施しようとする具体的内容)
- (エ) 会社等概要書(現在の事業内容、登記簿又は定款の写し)

※ J Vでの提案の場合、構成企業分も提出のこと。また、共同企業体協定書(様式任意)を提出すること。

ウ 参考見積書(任意様式)

- a 各積算項目の単価並びに数量等内訳を記載すること。
- b 事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。
- c 各項目は税抜価格とし、別途消費税額(地方消費税を含む)を併記すること。

※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 業務実績書(様式5)

オ 誓約書及び役員等名簿(様式6)

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は1社につき1案に限る。

- イ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- ウ 採用された企画書の使用権は県に帰属する。
- エ 受託者決定後は、県と協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。
- オ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出方法

提出方法はE-mailのみとする。

※E-mailの添付ファイルの容量は5MB以内。(これによりがたい場合は、別途協議すること。)

(4) 提出期限

7(1)アについては、6(4)までに、7(1)イ～オについては、6(5)までに提出すること。

8 提案内容

7(1)イに添付する提案内容には、仕様書に記載する業務内容に加え、本業務の目的の達成に必要な、また、より効果的なアイデア等がある場合は、そのアイデア等を含めること。

また、想定する業務の実施場所、従事体制、人員配置体制等についても記載すること。

9 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書の内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者（最優秀提案者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。企画提案の審査評価項目は、別添「企画提案応募審査基準表」（別紙）とし、評価の得点が最も高い者を契約相手方候補者（以下「候補者」）として決定する。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対しE-mailにより通知する。

10 企画提案に係る質問について

質問は、別添「質問書」（様式2）により、鹿児島県電子申請システムで受け付ける（電話やE-mailによる質問は受け付けない）。質問受付期限は上記6(2)のとおり。

質問に対する回答は、質問者に対して上記6(3)までにE-mailにて行い、原則県HPでも公表する。

11 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき県と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、5に定める額を上限とする。

(3) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 その他の留意事項

(1) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。

(2) 当事業による成果物の権利（著作権、特許権、知的財産権等）は県に帰属するものとする。

13 応募・連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

電話：099-286-2738 FAX：099-286-5928

E-mail：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp